



## たまには真面目なお話 part2

前回の続きという事で「合理的配慮」のお話をさせて頂きたいと思います。合理的配慮とは平成28年（2018年）4月1日から施行をされた「障害者差別解消法」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）において定められました。現在は、行政機関や学校などの公的施設に関しては「義務」とされ、私たちの様な民間事業所においては「努力義務」とされています。しかし、今年の5月に成立した改正障害者差別解消法において、民間事業者も「義務」の対象となり、3年以内に法律が施行される事になっています。

この法律の中で求められている事としては、

- ①障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止
  - ②合理的配慮の提供
- の2点となります。

合理的配慮が求められる場面は様々ありますが「障害がある方が現に受けている社会的障壁の除去」を目指しています。例えば、公共施設におけるバリアフリー化や、視覚や聴覚に障害がある方向けのコミュニケーションツールの活用などが分かりやすいでしょう。学校現場に関しても、移動や学習に関して支援をする介助員の配置やLDのお子さんがパソコンなどを使用して板書をするなどの措置が取られています。他にも、様々な場面で合理的配慮は実践されていますが、個々の事例は当事者でなければ、なかなか触れる機会もありません。公的機関や民間施設において、合理的配慮の実践例が紹介されています。もし宜しければ、一度ご覧になってみて下さい。

内閣府：「合理的配慮サーチ」<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

内閣府：「合理的配慮パンフレット」[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki\\_hairyoy/print.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouriteki_hairyoy/print.pdf)

この様に、法律の施行から少しずつ合理的配慮の理解も進み環境が整備されていますが、それと同時に合理的配慮の話題がニュースなどに出る時に一定数ネガティブな反応が見られます。その意見の中で合理的配慮を「わがまま」「特権」「不平等」と取り扱う言葉が出てきます。なぜその様な考え方になってしまうのか「平等と公正」をキーワードに、次回お話をさせて頂きます。

児童通所課 嵯峨憲司



